

|       | 指摘事項   | 対応措置  |
|-------|--|---|
| 市民生活部 |  |   |
| 市民協働課 | 令和3年度消費者救済資金貸付金について、前年度に支出負担行為を行い、地方自治法第232条の3の規定に抵触した支出負担行為をしていた。                 | 消費者救済資金貸付金について、令和4年度以降は当該年度当初に支出負担行為書を起票し決裁を受けるよう是正しました。  |
|       | 令和3年度泉野多目的コミュニティ施設グリーストラップ清掃及び汚泥収集運搬業務について、実際完成年月日から10日以内に検査を行っていなかった。             | 完成検査年月日について、令和4年度以降は10日以内に完成検査を行うよう是正しました。  |
|       | 青森県人権擁護委員連合会負担金について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていなかった。                               | 青森県人権擁護委員連合会負担金について、令和4年度以降は請求書の收受日と同日で支出負担行為書を起票し決裁を受けるよう是正しました。                                   |
|       | 公金外現金の通帳及び通帳印について、管理が適正でなかった。  | 公金外現金の通帳及び通帳印の管理について、公金外現金等事務処理マニュアルを改訂しました。  |
| 市民課   | 第2回個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金について、翌年度に支出負担行為を行い、地方自治法第232条の3の規定に抵触した支出負担行為をしていた。 | 令和2年度及び令和3年度において、認識誤りにより翌年度に支出負担行為を行っていました。なお、本交付金は令和3年度をもって廃止されました。                                |
|       | 業務委託契約について、契約書に基づく業務責任者届等必要な書類を徴取していないものが多数みられた。                                   | 契約に係るチェックリスト・マニュアル等を1冊にまとめた簿冊「契約事務チェックリスト・マニュアル」を作成しました。その簿冊に則り契約事務を執行することで、書類に遺漏がないよう再発防止に努めております。 |
|       | 令和2年度総合行政窓口玄関マット賃貸借の契約について、前年度に契約手続を行い地方自治法第208条第1項の規定に抵触した契約手続をしていた。              | 令和3年度からは、会計年度独立の原則に則り、4月1日以降に指名通知書を送付することとしております。   |
|       | 令和3年度戸籍総合システムサポート業務について、弘前市契約規則第41条の規定による検査調書を作成していなかった。                           | 契約に係るチェックリスト・マニュアル等を1冊にまとめた簿冊「契約事務チェックリスト・マニュアル」を作成しました。その簿冊に則り契約事務を執行することで、書類に遺漏がないよう再発防止に努めております。 |